

リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Reha Labo Japan が設置するリハラボ訪問看護リハビリステーション多摩（以下「ステーション」という。）

の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

(主たる事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩
- (2) 所在地：東京都多摩市南野 2-31-17 萩生田ビル 203

(出張所の名称及び所在地)

第5条 訪問看護を行う出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩 稲城サテライト
- (2) 所在地：東京都稲城市大丸 124-5 岩瀬ビル 2-3 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。また主たる事業所の管理の他、出張所の管理も行うこととする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第7条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月 30 日～1月 3 日）を休みとする。
- (2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分までとする。

2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第10条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第11条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第12条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、以下の料金を利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 料金：処置費 11000円 材料費 400円
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費

1キロメートル当たり 100円

(通常業務を実施する地域)

第13条 ステーションが通常業務を行う地域を以下のとおりとする。

- (1) 東京都：多摩市、稻城市、八王子市(大塚、鹿島、松が谷、東中野、堀之内、越野、別所、南大沢、南陽台、松木、下柚木、上柚木、鎧水)、町田市(小野路町、真光寺町、真光寺、広袴、広袴町、鶴川、能ヶ谷、三輪綠山、三輪町、大蔵町、野津田町、薬師台、金井、金井町、上小山田町、下小山田町、小山田桜台、図師町、山崎町、山崎、忠生、本町田、木曽町、木曽東、木曽西、根岸、根岸町、矢部町、常盤町、小山ヶ丘、小山町)、府中市(南町、本町、矢崎町、宮町、府中町、緑町、八幡町、日吉町、是政、清水ヶ丘、若松町、小柳町、紅葉丘、白糸台、朝日町、押立町)、日野市(平山、南平、高幡、程久保、三沢、百草、落川)、調布市(飛田給、上石原、下石原、多摩川、小島町、布田、国領町、染地)
- (2) 神奈川県：川崎市麻生区(はるひ野、黒川、南黒川、栗木、栗木台、栗平、白鳥、片平、五ヶ田、古沢、万福寺、金程、向原、千代力丘、細山、多摩美、高石、百合丘、岡上)、川崎市多摩区(南生田、西生田、生田、栗谷、菅仙谷、菅城下、菅、菅野戸呂、菅稻田堤、菅北浦、菅馬場、寺尾台、布田、中野島、和泉)

(相談・苦情対応)

第14条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第15条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2) 年2回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）

附 則

この規程は、令和7年11月19日から施行する。

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 Reha Labo Japan
所在地	〒166-0012 東京都杉並区和田3-31-15パイロットハウス101
代表者名	代表取締役 竹下 健輔
電話番号	電話 03-5913-7286 FAX 03-6383-1951

2. 事業所概要

(1) 本店

事業所名称	リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩
指定番号	東京都指定 第1365021722号
所在地	〒206-0032 東京都多摩市南野2-31-17 萩生田ビル203
電話番号	電話 042-400-7427 FAX 042-400-7428

(2) 支店

事業所名称	リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩 稲城サテライト
所在地	〒206-0801 東京都稲城市大丸124-5 岩瀬ビル2階
電話番号	電話 042-401-5592 FAX 042-401-5593

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的としております。

運営の方針

- (1)リハラボ訪問看護リハビリステーション多摩(以下、本事業所といいます。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3)本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう事業実施体制の整備に努めます。

4. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者の虐待防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

5. 本事業所の職員体制 (令和7年2月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師・保健師	5名	2名
理学療法士	3名	1名
作業療法士	1名	1名
言語聴覚士	1名	
事務員	1名	

6. 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日(12月30日～1月3日を除く) 午前8時30分から午後5時30分
----------	---

7. サービス提供地域

(1) 東京都 多摩市、稲城市、八王子市(大塚、鹿島、松が谷、東中野、堀之内、越野、別所、南大沢、南陽台、松木、下柚木、上柚木、鎧水)、町田市(小野路町、真光寺町、真光寺、広袴、広袴町、鶴川、能ヶ谷、三輪綠山、三輪町、大蔵町、野津田町、薬師台、金井、金井町、上小山田町、下小山田町、小山田桜台、図師町、山崎町、山崎、忠生、本町田、木曾町、木曾東、木曾西、根岸、根岸町、矢部町、常盤町、小山ヶ丘、小山町)、府中市(南町、本町、矢崎町、宮町、府中町、緑町、八幡町、日吉町、是政、清水ヶ丘、若松町、小柳町、紅葉丘、白糸台、朝日町、押立町)、日野市(平山、南平、高幡、程久保、三沢、百草、落川)、調布市(飛田給、上石原、下石原、多摩川、小島町、布田、国領町、染地)
(2) 神奈川県 川崎市麻生区(はるひ野、黒川、南黒川、栗木、栗木台、栗平、白鳥、片平、五力田、古沢、万福寺、金程、向原、千代力丘、細山、多摩美、高石、百合丘、岡上)、川崎市多摩区(南生田、西生田、生田、栗谷、菅仙谷、菅城下、菅、菅野戸呂、菅稻田堤、菅北浦、菅馬場、寺尾台、布田、中野島、和泉)

8. サービスの中止

災害時下記の都合でサービスを中止する場合があります。

自然災害等(台風、大雨、洪水等)、交通災害等(道路の破損、工事等)

9. 利用料

- 利用料として介護保険法および健康保険等関係法に規定する支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○ 利用料金の支払い方法

原則的に指定口座からの自動引落しとさせて戴きます。

毎月、10日前後に前月ご利用分の請求書をお渡し致します。

1)利用者の指定の口座から、自動引落しの場合

利用料は、1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から自動引落しします。(27日が土・日・休日の場合は、その翌日)

2)現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、ご利用料を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、事前にご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	不要です。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたり1,000円を請求いたします。

※ご利用者の急な体調不良や入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

10.緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

11.秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12.苦情・相談窓口

リハラボ訪問看護リハビリステーション 多摩 担当者 池田 祥太	所 在 地	東京都多摩市南野2-31-17萩生田ビル203
	電 話／FAX	042-400-7427 ／ 042-400-7428
	受付時間	8:30～17:30
株式会社 Reha Labo Japan 担当者 竹下 健輔	所 在 地	東京都中野区本町4-48-17新中野駅上プラザ205
	電 話	03-5913-7343
町田市 介護保険課 給付係	所 在 地	東京都町田市森野2-2-22
	電 話	042-724-4366
多摩市 介護保険課 介護保険担当	所 在 地	東京都多摩市関戸6-12-1
	電 話	042-338-6901
八王子市 高齢者福祉課 相談窓口	所 在 地	東京都八王子市元本郷町3-24-1
	電 話	042-620-7420
府中市 介護保険課 相談窓口	所 在 地	東京都府中市宮西町2-24
	電 話	042-364-4111

調布市 高齢者支援室 相談窓口	所 在 地	東京都調布市小島町2-35-1 2階
	電 話	042-481-7321
稲城市 高齢福祉課 介護保険係	所 在 地	東京都稲城市東長沼2111番地
	電 話	042-378-2111
日野市 介護保険課 介護給付係	所 在 地	東京都日野市神明1-12-1
	電 話	042-514-8496
川崎市 介護保険課	所 在 地	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
	電 話	044-200-2455
東京都国民健康保険団体連合会	所 在 地	東京都千代田区飯田橋3丁目5番1
	電 話	03-6238-0177
神奈川県国民健康保険団体連合会	所 在 地	神奈川県横浜市西区楠町27番地1
	電 話	045-329-3447

介護保険基本料金(稻城店)

地域区分:1単位(11.05円)

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割又は2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

(単位:円)

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
看護師	20分未満	314	347	694	1,041	3,469
	30分未満	471	521	1,041	1,562	5,204
	30分以上1時間未満	823	910	1,819	2,729	9,094
	1時間以上1時間30分未満	1,128	1,247	2,493	3,740	12,464
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	294	325	650	975	3,248
	40分	588	650	1,300	1,950	6,497
	60分	795	879	1,757	2,636	8,784

介護予防訪問看護費

(単位:円)

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
看護師	20分未満	303	335	670	1,005	3,348
	30分未満	451	499	997	1,495	4,983
	30分以上1時間未満	794	878	1,755	2,632	8,773
	1時間以上1時間30分未満	1,090	1,205	2,409	3,614	12,044
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	284	314	628	942	3,138
	40分	568	628	1,256	1,883	6,276
	60分	426	471	942	1,413	4,707

注 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合1回につき8単位減

注 介護予防訪問看護費 12か月を超えて行う場合1回につき15単位減算

注 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減 注 準看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減

定期巡回・随時対応型訪問看護

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
看護師・理学療法士等	月額	2961	3,272	6,544	9,816	32,719

病状によっては下記の単価が加算されます

(単位:円)

		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
支給限度額基準額内加算	初回加算(I)※退院日退所日当日の訪問	350	387	774	1,161	3,867
	初回加算(II)	300	332	663	995	3,315
※1複数名訪問加算(I)	30分未満	254	281	562	842	2,806
	30分以上	402	445	889	1,333	4,442
※2 複数名訪問加算(II)	30分未満	201	223	445	667	2,221
	30分以上	317	351	701	1,051	3,502
長時間訪問看護加算		300	332	663	995	3,315
夜間・早朝加算	※3 夜間(18~22時)・早朝(6~8時)所定単位の25%加算					
深夜加算	※3 深夜(22時~翌6時)所定単位の50%加算					
口腔連携強化加算	(1回)	50	56	111	166	552
看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	250	277	553	829	2,762
緊急時訪問看護加算I	(月1回)	600	663	1,326	1,989	6,630
ターミナルケア加算	(要介護のみ、適応時)	2,500	2,763	5,525	8,288	27,625
処置料	11,000円+4,000円(材料費)			15,000円(実費)		
退院時共同指導加算	※4 原則月1回の算定	600	663	1,326	1,989	6,630
特別管理加算I	下記※5の状態の方	500	553	1,105	1,658	5,525
特別管理加算II	下記※6の状態の方	250	277	553	829	2,762

※1同時に複数の看護師等が訪問(看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいづれか2人)

※2同時に看護師等と看護補助者が訪問

※3但し、緊急訪問の場合は、2回目以降加算される。

※4特別管理加算を算定できる状態については、月2回算定できる。初回加算と同時算定はできない。

※5在宅麻薬等指導管理を受けている状態、在宅腫瘍化學療法注射指導管理を受けている状態、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※6在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理

上記指導管理を受けている状態や、人工肛門または人口膀胱を留置している状態

真皮を超える褥瘡の状態(MPUAP分類III度またはIV度、DESIGN分類D3、D4、D5)

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

医療保険基本料金表

後期高齢者		1割または2割または3割				
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 70歳～75歳未満		1割または2割または3割		
		一般医療 70歳未満		3割(義務教育就学までは2割)		

訪問看護基本療養費

		週3日まで 1日につき	週4日目以降 1日につき	1割	2割	3割
基本療養費(Ⅰ)	看護師	5,550円	6,550円	555円/655円	1,110円/1,310円	1,665円/1,965円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	准看護師	5,050円	6,050円	505円/605円	1,010円/1,210円	1,515円/1,815円
	専門の研修を受けた看護師(月1回)※1	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
基本療養費(Ⅱ) ※2	看護師	2,780円	3,280円	278円/328円	556円/656円	834円/984円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780円	278円	556円	834円	
	准看護師	2,530円	3,030円	253円/303円	506円/606円	759円/909円
基本療養費(Ⅲ)※3	外泊中の訪問看護に対し算定(管理療養費なし)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

※1悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人工膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合

※2 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日の訪問をした場合 ※3 入院中に1回(厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)に限り算定可能

訪問看護管理療養費

月の初日	機能強化型 1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	機能強化型 2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	機能強化型 3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	その他	7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降	訪問看護管理療養費1 (1日につき)	3,000円	300円	600円	900円

病状によっては下記の単位が加算されます

24時間対応体制加算	月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
深夜(22時～翌6時)訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円
特別管理加算 I (月1回)	※1 重症度の高い利用者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算 II (月1回)	※2 重症度の高い利用者	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	※3 重症度の高い利用者	2,500円	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	※4 90分を超える場合	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	1日につき(1回限り)月14日以内	2,650円	265円	530円	795円
	1日につき(1回限り)月15日以上	2,000円	200円	400円	600円
医療DX情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
ターミナルケア療養費1	※5 在宅・特別養護老人ホーム等	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	※6 特別養護老人ホーム等	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
乳幼児加算	※7 乳幼児(6歳未満)	1,300円/1,800円	130円/180円	260円/360円	390円/540円
複数名訪問看護加算	※8 週1回 看護師等	4,500円	450円	900円	1,350円
	週1回 准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	週3日 その他の職員等	3,000円	300円	600円	900円
	1日に複数回算定可 その他の職員等	1日1回 3,000円	300円	600円	900円
	1日2回 6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	1日3回以上 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	300円	600円	900円
特別管理指導加算 (退院時共同支援加算に上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間の訪問	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者等緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
処置料	11,000円+4,000円(材料費)			15,000円(実費)	
訪問看護情報提供療養費1	月1回まで(市町村、保健所等への情報共有)	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2	月1回まで(入学時などの際の教育機関への情報共有)	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3	月1回まで(入院 入所施設への情報共有)	1,500円	150円	300円	450円

※1 在宅薬剤等注射指導管理を受けている状態、在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※2 1)自己腹膜還流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理上記を医師より指導管理を受けている状態にある方 2)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方 3)真皮を超える褥瘡の状態(MPUAP分類III度またはIV度、DESIGN分類D3、D4、D5)4)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※3 専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合(緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、及び人工膀胱ケア、特定行為)

※4 1)特別な管理を必要とする方(※1、※2)…1回/週 2)15歳未満の超重症児・準超重症児…3回/週 3)特別訪問看護指示期間の方……………1回/週

※5 在宅の利用者および特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合

※6 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

※7 厚生労働大臣が定めるもの(1)超重症児または準超重症児(2)特掲診察料の施設基準等別表第七に掲げる疾病などの者

(3)特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者

※8 看護師等(看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

精神科訪問看護利用料金表(医療保険)

			精神訪問看護基本療養費 I								
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割		
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週 3 日目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円		
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円		
	週 4 日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円		
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円		
准看護師による場合	週 3 日目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	2,130円	210円	430円		
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,550円	250円	510円		
	週 4 日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円		
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円		
			精神訪問看護基本療養費 III								
			同一日に2名			同一日に3名以上					
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割		
週 3 日目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円			
	30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円			
週 4 日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円			
	30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円			
週 3 日目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	1,940円	190円	390円			
	30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,550円	250円	510円			
週 4 日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円			
	30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円			
				精神訪問看護基本療養費 IV							
				料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	
				8,500円	850円	1,700円	2,550円	2,130円	210円	430円	
				13,230円	1,323円	2,646円	3,969円	2,130円	210円	430円	
				10,030円	1,003円	2,006円	3,009円	2,130円	210円	430円	
				8,700円	870円	1,740円	2,610円	2,130円	210円	430円	
				7,670円	767円	1,534円	2,301円	2,130円	210円	430円	
				3,000円	300円	600円	900円	2,130円	210円	430円	
				3,000円	300円	600円	900円	2,130円	210円	430円	
				3,000円	300円	600円	900円	2,130円	210円	430円	
				指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているもののが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。							

[各種加算]

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円	15. 退院時共同指導加算	8,000円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)	8,000円	16. 退院支援指導加算	6,000円
3. 24時間対応体制加算	6,800円	17. 在宅患者連携指導加算	3,000円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)14日以内/15日以上	2,650円/2,000円	18. 乳幼児加算(1日につき)	1,300円/1,800円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	19. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	20. 複数名訪問看護加算/看護師等(1日複数回)	1日1回: 4,500円 1日2回: 9,000円 1日3回以上: 14,500円
7. 特別管理加算	2,500円	21. 複数名訪問看護加算/准看護師(1日複数回)	1日1回: 3,800円 1日2回: 7,600円 1日3回以上: 12,400円
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000円	22. 複数名訪問看護加算/看護補助者(週1回)	3,000円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円	23. 夜間訪問看護加算	2,100円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	24. 深夜訪問看護加算	4,200円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円	25. 特別管理指導加算	2,000円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	26. 医療DX情報活用加算(1月につき)	50円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円	精神科在宅患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2の2を算定する利用者: 8,400円 精神科在宅患者支援管理料2の2を算定する利用者: 5,800円
14. 精神科重症患者支援管理連携加算			